

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年2月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
--------------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400386号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400077号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成21年7月25日は38万8,000円、平成24年12月25日は43万7,000円、平成27年7月25日は37万4,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月25日、平成24年12月25日及び平成27年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年7月25日、平成24年12月25日及び平成27年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成24年12月25日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から45万円に訂正することが必要である。

平成24年12月25日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年7月25日
② 平成24年12月25日
③ 平成27年7月25日

A社から請求期間①、②及び③に賞与を支給されたが、保険給付の対象にならない記録とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、A社から提出された請求者の賃金台帳及び同社の陳述、また、請求期間③について、請求者から提出された同社の平成27年夏期賞与明細書により、請求者

は、請求期間①は標準賞与額 40 万円、請求期間②及び③は標準賞与額 45 万円に見合う賞与をそれぞれ支給され、当該標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳又は平成 27 年夏期賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 38 万 8,000 円、請求期間②は 43 万 7,000 円、請求期間③は 37 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 21 年 7 月 25 日、平成 24 年 12 月 25 日及び平成 27 年 7 月 25 日の賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成 22 年 1 月以降は、年金事務所)に対し提出し、厚生年金保険料についても納付した旨回答及び陳述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②について、前述の賃金台帳により、請求者はA社から 45 万円の賞与を支給されたことが確認でき、これは上記 1 の訂正後の標準賞与額より高額であることから、請求期間②に係る標準賞与額を 43 万 7,000 円から 45 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額(上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400417号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400078号

第1 結論

請求者のA社における令和2年12月10日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

令和2年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和2年12月10日

A社から請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録に標準賞与額の記録がない。賞与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書並びに事業主から提出された賞与賃金台帳及び回答により、請求者は、令和2年12月10日に25万円の賞与の支払を受け、標準賞与額25万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年12月10日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和6年9月24日(受付)に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和2年12月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。